主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

本件特別抗告申立の趣意は別紙記載のとおりである。

所論は違憲をいうが、実質は原審が適法に認定した本件被告人に逃亡する疑なし とは認められないとする事実認定を争うに帰し、前提において採用できない。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三一年九月二六日

最高裁判所第二小法廷

重		勝	谷	小	裁判長裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官
克			田	池	裁判官